

様式第10号（第4条関係）

視察研修結果報告書

2013年 8月19日

大津市議会議長
高橋 健二 様

日本共産党大津市会議員団
団長 塚本 正弘 印

研修の結果について（報告）

本会派が研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 2013年6月16日（日）午後2時～午後4時30分
- 2 場 所 大津市明日都浜大津 4階 大会議室
- 3 目 的 昨年、国で「子ども・子育て支援法」が可決され、2015年度本格施行に向けた具体化が始まっている。子育て、保育について研究し、制度充実のために全国での運動を先導している全国保育団体連絡会 事務局長 実方伸子氏を招いて、新制度の概要や自治体・現場での課題などを学習し、大津市でこれまで築いてきた保育・幼稚園教育の発展の方向を探る。大津市の焦眉の課題である待機児童解消への道筋や、多様な保育が進む中での子どもの安全や発達を保障するための自治体の役割について考える。
- 4 経 費 政務活動費
- 5 参加議員 塚本 正弘 ・ 杉浦 智子 ・ 石黒賀津子
佐々木 松一 ・ 岸本 典子 ・ 黄野瀬 明子

日本共産党市議団 公開研修会

どうする・どうなる子ども・子育て支援新制度 【要旨】

講師：全国保育運動連絡会 事務局長 実方 伸子氏

〈講演のポイント〉

○子ども・子育て関連三法 = 三党合意

└── 児童福祉法第24条改正 含む → 関連法整備法

子ども・子育て支援法

認定子ども園法 → 総合子ども園法 → ×

└── 認定子ども園法改正法

幼保一体化施設

審議が不十分

批判的な声明が相次いだ

日弁連（HPに掲載）、日本保育学会、

■保育の状況

保育所 23,700カ所

保育ママ 1,000人

認可外保育所 7,600カ所 19万人

○新制度（システム）の基本

■保育施設や保育事業の入所、利用等の仕組み・給付を定めた法律

市町村：給付と子育て支援事業

援助をおこなう

都道府県の責務は後退、事業主・国民の責務まで踏み込む

※協力しながら給付を受けさせましょうというもので、権利を守るということにはならず。

自治体への説明が始まっている。具体的な指導も入っている。

■新制度のイメージ

介護保険制度

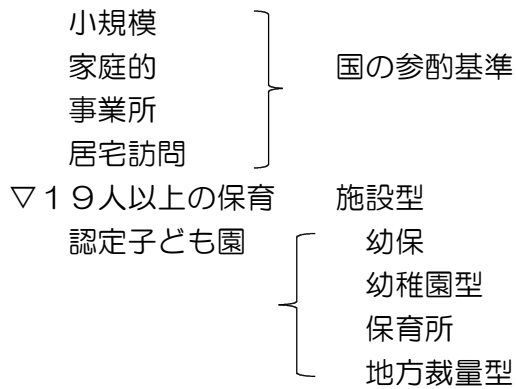
ひとり一人の要保育度をシステム化する

■施設の概要

▽保育園

▽幼稚園

▽19人以下の保育 地域型



※入所する施設により基準が異なる → 格差が生じる

■保育の必要性の認定（新しい基準制度）

保護者の就労が基本で短時間・長時間に分ける。

今は親がパートの短時間就労でも、基本の保育時間（8～11H）は保育を受けることができる。

子どもの立場で入所することがしにくくなる。 → 現行より後退させない
8H保育は保障すること

（認定）	1号	：	3歳以上	保育を必要としない
	2号	：	3歳以上	保育を必要とする
	3号	：	3歳未満	保育を必要とする

■自治体の仕事

利用調整をする → ホントにできるのか？

月極となるため、サービス利用量を気にしながら保育を受ける。＝ 調整が必要
誰がいつ利用するのか、どれだけの時間保育を受けたか、ひとり一人カウント

■幼保連携型認定子ども園への移行

保育と教育を提供するところ！というPR

（学校教育法に基づく、企業は参入できない）

保育・教育のいずれの認可もなくよい、新たな認可施設となる。

条件：「保育教諭」という職員を配置する

（資格ではない職名）

認可基準を国が決める

都道府県が認可する

■施設型は一定の基準で認可していくことになる

良質な施設も企業立も含めて、混在する

○新システムで待機児童は解消するのか。

■施設整備補助金は？

現行：国 1 / 2、事業者 1 / 4、市町村 1 / 4

新しい制度に変わる → 今までのものはなくなる…と考えた方がよい
補助金がなくなれば…低い基準の施設が増加

■財源

施設から個人へと給付の仕方が変わる = 運営費補助金はなくなるのでは…

延長保育（11H開設の園に支給されている）は市町村事業になる

自治体単独補助が重要となるか

基準さえクリアすれば認可はOK

補助金は保育にしか使えない、しかし保育料として徴収したものは事業者が自由に使える。→ 保育以外に使われる虞れ

■保育料

「公定価格」がこれから決まる → 施設により異なるだろう

4～5割の自己負担が目安

現行と変わらず…と言われているが、現行国基準が基準

それぞれの施設の保育料を条例により決める

= 施設はバラバラ、保育料も保育内容もバラバラ

オプションの上乗せは徴収可能

教材費、入学金（入所料）、課外授業料（体操、ダンス、英語他）など

保育にかかるお金の8割が人件費

増収システム → コスト削減

保育士の雇用条件の低下

保育費用のカット

一般生活費 3歳未満 9,550円/月

3歳以上 6,466円/月

→ 保育料の値上げ

■制度を変えて、入所さえできればいいのか。

量さえ満たされればいいのか、子どもの人権はどうなるのか？

保育が金儲けの対象になる

ex. 高架下に保育園…こんなところに保育園をつくるなんて考えられなかった

子どもはどんなところで育つべきか。

金がないということで認められることではない。

子どもの最善の利益が保障されなくてはならない。

■何をすべきか。

自治体の課題が増える = 保育園をどう整備するのか。

保育園の保育が基本（最も重要！）

子ども・子育て支援事業 13事業 → 国からはまとめてお金がおりるだろう

◎どれだけ各事業にお金をつけさせるのか

◎低い基準のままにしておかない

◎市町村の監査・認定体制をどう確保させるのか

現状打開するために…

◎待機児童の解消 = 公立保育園の建設

◎貧困と格差の是正

◎保育料の軽減

◎保育士の不足 = 専門職にふさわしい処遇に改善

ex. 認可保育園での子どもの死亡事故が増加している

日本は子どもにけるお金が非常に少ない！！

保育の充実は、今後の日本経済に反映する

〈質疑〉

Q. 横浜での待機児童解消の現状は？

A. 横浜方式として安倍内閣は全国で展開しようとしている。

認可保育所 2008年に105カ所に

保育予算を2倍以上にしてきたことは評価できる。

2004年 公立保育所の民営化で裁判

入所から保育の責任は市町村にある。

一年に4カ所の民営化が進んだ。優良な社会福祉法人がとった。九州・青森など全国から社会福祉法人が入ったが、手を広げられなくなり、企業参入へ。

待機児童の定義：認可保育所に入所できない数（厚労省がカウントを変更）

自治体の補助金を出している園に入所、保護者の都合で空きを待っている数、認可外に入所している数はカウントせず。

ex. 東京 : 待機児童のカウントは認証保育所に入所したり、育休返上している数は入れていない。

杉並区…入所申請から追跡調査をおこなっている。

量を増やした結果 → 500㍍圏内に6園、公園は一カ所、子育て環境は悪化

※子育てセンター、複合センターとして生きる保育所を目指していく必要性

Q. 保育所と幼稚園の共存、障がい児対応は？

A. 新制度のもとでも公立施設を残していく。

地域のニーズに合わせて対応すべき → 地域ビジョンをつくる

保育・療育は基準をきちんともうけて、別々に充実していく。

民間保育所は、これまで通り委託していく。

Q. 株式会社の参入を阻止するためには？

A. 国の通知には「企業参入させない」と入れろとは言えない。指導的助言はできる。「企業だから悪い」ということではない！企業が福祉としての保育を運営できるのか、ということ。

基準に株式配当には入れない、とか厳しく制限していく。基準のところで闘う。子どもが育つ基準をしっかり持つこと。企業も守ることができるのなら入ればよい。

※子どもが中心に制度の運用を検討すること。子どもが育つことを一日の保育で考える。

市町村は地域のニーズと現状を把握して対応する。

【感想】

子ども・子育て支援新制度を学習し、保育所以外は児童福祉法24条2項となり、保育の利用が直接契約となるなど公的責任が後退することで、市町村によって保育を受ける権利に格差ができるのではないかと、また認定制度により子どもの生活や発達を保障するという視点よりも、まずは保育の必要性や必要量が優先され、保育が細切れになるなど保育の質が低下するのではないかと心配されます。

大津市は大津方式といわれる障がい児保育をはじめ、高い現行の保育水準を後退させることがないよう、市町村の子ども・子育て支援事業計画に保育所の整備計画を明記すること、入所のしくみ、保育所の基準や運営費等が新制度により後退することがないよう条例などに反映させることが必要だと思いました。

(石黒 賀津子)

子育て支援法は、消費税の増税法を確実にすることが先にありきで、具体的な内容については不確定な部分が多い。

「市町村の保育責任を残した」となっているが、大枠では、民間企業の参入などで、公的な予算を減らす方向である。しかし、あくまでも「指導的助言」であるということなので、多種多様な受け入れ施設の基準などを今後、市が策定する中で、市町村の考え方次第で、弊害をある程度、防ぐことができるという展望もある。

今年度、スマイルプロジェクトの中で、待機児童の解消に向けての地域の課題や、保護者の就労を含めた動向調査を実施し、幼稚園と保育園の統合など計画策定に反映されることになるが、一学区に一つの公立幼稚園があることや、保育所の保育士配置基準など、大津市の良さを継続、充実させる事が必要。また、これまで、大津市では地域の特性よりも、どこの地域でも同じサービスを提供することを主体にされてきたが、子どもの少ない地域と多い地域、志賀地域の幼稚園の3年保育や幼保一元化を含め、各地域の特性に応じた住民要望に添えていく姿勢が望まれる。

(岸本 典子)

子ども子育て支援法本格実施に向け、今年度は大津市の保育基準を決めなくてはなりません。現行の保育は児童福祉法第24条に位置づけられるように「保育を必要とする児童に市町村は保育を行う義務がある」のですが、新制度では市町村の保育を行う義務が大幅に後退し、株式会社も含む民間が行う保育事業に、市町村は「基準を定めて認可し、保育を必要とする児童を紹介する」程度になります。保育を儲けの対象とする事業者を排除するなどの国の指令もでています。

子どもたちが安全でのびのび過ごせる保育環境をつくるために、市直営の保育所をどれだけ残せるか、株式会社も含む民間の「保育基準」をどうするか大きな争点です。子育て世代と一緒に考え実現していきたいです。

(黄野瀬明子)

増え続ける保育ニーズ、減らない待機児童に対する解決策として打ち出された今回の新制度には多くの問題がある。受け皿の多様性がひとつの特徴であるが、そこでは今まで守られてきた最低基準が緩和され、保育の中身に格差が生じてしまうことが明らかである。

また本来国や自治体が責任を負うべき保育が、市場原理に委ねられてしまうことも明らかである。利益を目的とする株式会社の参入が容認されているが、幼保一体化が推進されている中で、ますます保育は養護と教育が一体的に保障されなければならないものとなってきていることと根本的に矛盾をするのではないか。利益追求と乳幼児の保育の充実とは本来的に両立不可能である。曲がりなりにも今まで保育に責任を負ってきた市町村が、今後の保育を守っていく上で、今が正念場である。

(佐々木 松一)

新制度によってあらゆる保護者のニーズに対応して、就学前保育が充実するのかな前宣伝がなされている。待機児童の解消は天津市において、喫緊の課題にのぼって十数年経過して、抜本的な解消は保育施設の建設であると主張してきた。そうしたところに横浜市の「待機児童ゼロ」のニュースが飛び込み、その手法が注目された。あたかも先進的な取り組みとの報道もあったが、結局は新制度の前倒しに他ならないということだった。「悪い先進事例」ともいうべきか。

今回の講座で、新制度が大人の都合が優先、子どもの視点が欠け、子どもの権利保障の考えが失われているということがよくわかった。就学前の子どもたちが豊かに育ち合う社会をつくるためには、子どもたちがどんなところで育つべきなのか、真剣な議論が必要だろうと思う。何よりも地方自治体の姿勢が今後の子どもたちの保育が豊かになるのか、否かがかかってくる。子どもを中心に子どもが豊かに育つための一日の保育を深め、天津市の基準をつくっていくために更に研究していきたいと思う。

(杉浦 智子)

これまで自治体と民間社会福祉法人が中心になって担ってきた幼稚園教育や保育制度が、利用者への給付（保育園を除く）という新しい形に伴って大きく変わろうとしていることがよくわかった。

とりわけ、保育を受ける子ども・保護者が11種類もの施設やサービスを選ぶことになり、それぞれの受ける保育の内容や負担も違うことが予想されるので、自治体として、どのように保育の質を確保するのかが問われることになると思う。天津市がこれまで蓄積してきた公立・民間通じての発達を保障する保育内容などを新しい制度の下でどのように活かすのか。幼保一体施設の中で検討されてきた共通カリキュラムなども今後一層注目されることになると思う。株式会社の参入は難しい問題だが、利益優先で子どもの保育環境が後退することがないように、情報の公開や評価などの中で、適切な規制が図られることが必要だと思った。

(塚本 正弘)